

ミャンマーにおけるクーデターの知的財産関連手続きへの影響について

2021年2月1日更新

ニュース等で報じられていることから、弊所クライアントの皆様方におかれましてもご存知であると存じますが、本日（2021年2月1日）ミャンマーのアウン・サン・スー・チー国家顧問兼外相が国軍に拘束され、非常事態が宣言されました。また国軍は、政権が国軍トップのミン・アウン・フライン最高司令官に移譲されたとし、政権を奪取したと発表した旨伝えられております。

ミャンマーにおきましては2019年1月に商標法が制定され、弊所ホームページで2020年9月1日付け『ミャンマー知的財産庁ソフトオープンのお知らせ』にてご案内しておりました通り、現行の確立されたプラクティスに基づき商標登録を行い、引き続き新法に基づく商標の保護をご希望される商標権者が再出願することができる、ミャンマー知的財産局（Myanmar Department of Intellectual Property, MDIP）グランドオープン前に設けられたソフトオープン期間が2020年10月1日より開始されております。今回のクーデターを受け、現行制度から商標法制度への移行プロセスに影響が懸念されます。

現在知的財産制度や手続きへの影響等詳細については弊所の現地代理人に確認中ですが、さしあたり本日確認できた情報をまとめますと以下の通りとなります。

（下記は本日タイ時間11:00時点で弊所現地代理人のパートナー弁護士に確認した情報であり、今後情報が訂正される場合や状況が変わる可能性がある点につきご了承下さい。）

- ① （知的財産手続きに関する）政府機関は通常通り運営されるものとする。
- ② 現行制度で登記された知的財産権については、有効のままである。しかし、新法への移行には時間を要する可能性がある。
- ③ 外資系企業は通常通り操業できるものとする。なお、外国人所有の資産の凍結等はまだ確認されていない。
- ④ グランドオープン（現在2021年4月1日を想定）が遅延する可能性がある。

上記の通り、知的財産権に関わる手続き（商標の現行制度における登記及びソフトオープン期間中のオンラインでの出願）については今のところ影響がないようですが、新法の施行には大統領の署名が必要であるため、MDIPのグランドオープンが遅延することが懸念されます。

本件続報につきましては、詳細が確認でき次第、追ってご案内申し上げます。

お問合せ先：商標担当 加藤（trademark@siasia.co.th）